

資料紹介「北武蔵の農具」に見る「特許」「新案」等の標記について

服 部 武

はじめに

当館には、昭和58（1983）年に、国の重要有形民俗文化財に指定された「北武蔵の農具」1640点がある。これは、昭和44年（1969）の開館から昭和50年代後半にかけて収集された農業に関連する資料のコレクションで、「北武蔵」すなわち旧武蔵の国の北部にあたる本県で営まれてきた農業の姿をを後世に伝える貴重な資料となっている。

「北武蔵の農具」の資料中379点には、墨書・焼印あるいはラベルなどの文字情報が記されている。その内容は、資料を所有していた農家の家印や購入の年月日であったり、あるいは農具製造者の名前や住所など多岐に渡る。そして、これらの中には、「特許」や「実用新案」「登録商標」など明治の特許制度のもとで製造・流通したことを示すものも少なくない。今回は、このような明治以降の「特許制度」の情報が記された資料を見ていきたい。

（1）特許制度創始期の状況

市川一男氏の「日本の特許制度」によれば、発明を保護し専売権をあたえる「特許制度」の導入は、産業を保護・発展させていく上で開国以来の課題であった。明治4年（1871）には、日本最初の特許制度「専売略規則規約」が、公布されたが、出願を審査できる者がいないなど、諸条件が整備されておらず、翌年3月には廃止されている。

特許制度の実質的なスタートは、明治18年（1885）7月の「専売特許条例」施行からで、農商務省工務局に専売特許所が設けられ、発明品を専売したいものは「願書」「明細書」「図面」「免許料（却下の場合返付）」を地方庁を通じ農商務省に申し出て、認められた場合には農商務卿から「専売特許証」を与えられた。権利は「専売権」で相続・譲与・分与が可能であった。特許の年限は15年（免許料20円）を上限として10年（免許料15円）・5年（免許料10円）の3段階となっていた。

日本における特許の第1号は、明治18年8月に東京の堀田瑞松が錆止め塗料とその塗装法で取得しているが、同日に第7号までが特許されており、第2号から第4号までは本県の高林謙三が製茶用の各種機械で取得している。

「専売特許条例」施行に先立つ明治17年（1884）10月には、「商標条例」が施行され、農商務省工務局内に商標登録所が設置されて「登録商標」の制度が始まっている。商標権は登録日より15年間商標を専有する権利を持つというものであった。

明治21年12月には「専売特許条例」をさらに整備した「特許条例」、工業意匠の保護を目的とする「意匠条例」が公布され、「商標条例」もより実的なものに改正されている。

また、初期の特許制度は国内の発明にのみ適用され、外国人の特許は守られていなかったが、日本が西欧諸国との不平等条約改正の交渉を進める上で、外国人の工業所有権の保護が交渉条件の一つとなり、明治32年公布の「特許法」「意匠法」「商標法」に盛り込まれた。

明治38年には、「特許法」でも「意匠法」でも保護されない実用的新工夫を保護する目的で「実用新案法」が制定された。この成立背景には、西欧と技術格差のあった国内の発明が、特許申請で不利益を被らないよう保護する意図もあったとされる。「実用新案」の権利は登録より3年間の専売権で、先に「特許」「意匠」を登録出願して認められなかった場合、30日以内に「実用新案」を申請して登録されれば、「特許」「意匠」の出願日に出願したものと扱われるようになっていた。

(2) 今回の資料紹介の概要

今回の資料紹介では、「北武蔵の農具」の中で、近代特許制度の枠組みの中で製造・流通したものの確認する意図から、「特許」「新案」などの語彙や、登録番号と思われる標記が明示されている資料を取り上げた。そして、登録番号と思われる標記があるものについては、特許庁の登録番号との照合を試みた。

また、「特許」「新案」「登録商標」といった語彙は表記されないものの、例えば「磯野式両用犁」といったように製作者独自の技術を謳った「商標」と目される語彙が標記された資料が多数ある。

これらについても、特許庁の「商標」登録との照合を試みたが、確認が極めて難しかった。そこで、今回の報告では特許庁に登録した「登録商標」としてではなく「商標的な標記」として、適宜取り上げることとした。

(3) 各資料における標記

「北武蔵の農具」1640点は、「A水田用具・B畑作用具・C綿作用具・D養蚕用具・E運搬用具・F牛馬飼育用具・G農具製作用具・Hわら仕事用具・I信仰儀礼用具・J仕事着・Kその他」の11分野で構成されている。この中で、「特許」「新案」の標記がある資料は、水田用具・畑作用具・養蚕用具・わら仕事用具に集中しており、残りの分野に当該資料はなかった。以下分野ごとに資料を見ていく。

①水田用具

水田用具では、全431点の資料中、耕作用具9点・代掻き用具1点・施肥用具1点・除草用具4点に「特許」「新案」等の標記が見られた。

a.耕作用具

改良型の犁に標記が見られた。県内では、明治年間まで「テッポウ」などとよばれる無床型の犁が普及していたが、明治以降全国で改良が進み、深耕が可能な無床型と安定性に特長がある長床型の長所をあわせた単床型の犁が開発されると、県内でも大正期からこれが普及したといわれる。

「北武蔵の農具」には、無床型の犁に始まり、福岡県磯野製鋼所の「磯野犁」、福岡県深見製作所の「深見犁」、熊本県東洋社（田上製作所）の「日の本犁」、三重県高北農機株式会社の「高北犁」、長野県松山株式会社の「松山犁」などの改良型の犁が収集されており、明治から昭和30年代までの県内における犁の変遷を考える上で貴重な資料となっている。

これらのうち「特許」「新案」等の標記が見られたのは9点で、内訳は「深見犁」1点、「日の本犁」6点、「高北犁」1点、「松山犁」1点であった。(表1参照)

このうち「深見犁」には「実用新案登録」の標記があり、「日の本犁」には6点とも「新案特許」の焼印が見られた。「高北犁」には「新案登録高北謹製」の標記があった。また、「7198」という数字の標記があったが、これは特許もしくは実用新案の登録番号ではなかった。

表1 水田用具(耕作用具)で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A2-6	オンガ	昭和5年頃～30年代中旬まで	行田市渡柳	「深見式」「國本二號」「ヤマニ福岡市上土居町深見製鋼所」の焼印。「深見式 國本二号」「実用新案登録」の墨書
A2-7	オオグワ(犁)	昭和初期～30年頃	行田市下忍	「日の本号深耕犁 1928」「特許肥後御船町田上製作所」の焼印。
A2-9	オオグワ(犁)	昭和13年頃～32・3年頃まで	行田市下忍	「日の本號両用犁」「参號」「新案特許」「熊本市上熊本駅前東洋社」「日の本號両用犁」の焼印
A2-10	オオグワ	昭和13年頃～30年代まで	熊谷市太井	「日の本號両用犁」「新案特許熊本市上熊本駅前東洋社」の焼印
A2-11	オオグワ	昭和23年～30年代まで	熊谷市太井	「新案特許」「上熊本駅前東洋社」「四号」「日の本號」「二段□」の焼印
A2-12	オオグワ(犁)	昭和25年頃～昭和30年代初期	行田市藤原町	「日の本号 二段耕犁」「上熊本駅前 東洋社」「□案特許」の焼印
A2-13	カラスキ(犁)	昭和27・8年頃～30年代まで	行田市佐間	「日の本號二段耕犁」「新案特許」「上熊本駅前東洋社」「六號」の焼印
A2-15	オンガ	第二次世界大戦～昭和30年代まで	妻沼町永井太田	高北式双用犁。焼印「高北」墨印「高北式双用犁」焼印「國富號」「7918」「高北農機製作所」「新案登録高北謹製」
A2-16	オンガ	未使用(農機商会の在庫品)	鴻巣市本町(農機商会の住所)	ラベル「双用犁元祖 マツ山 松山犁 株式会社長野県松山犁製作所大尾駅前」「特許登録番号第4975 第195984実用新案登録番号第413383,433409,450370,458126,458435,459019上記の内1件～3件使用 特許出願中長野県松山犁製作所大尾駅前」焼印「松山式双用犁(2力所)」「双用甲小」ネーム「MATSUYAMA」銘あり

A2-16の「松山犁」は使用されたものではなく、農機商会の在庫品であるが、この資料には「特許登録番号第4975 第195984実用新案登録番号第413383,433409,450370,458126,458435,459019上記の内1件～3件使用 特許出願中長野県松山犁製作所大尾駅前」の標記があった。

このうち、実用新案459019については、昭和31年に「昭31-16671」で実用新案出願公告を受けた以上の詳細が不明だが、他の登録番号は確認することができた。明治34年の特許と昭和30年前後に取得した実用新案が使われている。

表2 資料A2-16松山犁に標記された「特許」「実用新案」の内容

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	4975	単ざん雙用犁	明34.3.8	明34.12.3	松山原造	記載なし
特許	195984	双用二段犁	昭26.11.6	昭27.6.17	松山原造	長野県小県郡塩川村
実用新案	413383	農耕機に於ける把柄位置調節装置	昭27.8.24	昭29.2.3	松山篤	長野県小県郡塩川村
実用新案	433409	二段耕犁に於ける前犁偏心装置	昭29.3.22	昭30.4.27	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村
実用新案	450370	双用犁 (可動へら群つき)	昭29.9.20	昭31.4.17	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村
実用新案	458126	二段耕犁	昭30.9.12	昭31.8.24	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村
実用新案	458435	双用犁	昭30.9.12	昭31.9.19	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村

b.代掻用具

牛を牽く際のクラ（鞍）とクビキ（首木）各1点に「実用新案」と「新案特許」「登録商標」の標記があった。

表3 水田用具（代掻用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A3-44	クラ	昭和7・8年～32・3年まで	行田市北河原	「前」「実用新案□」「□□□極楽□□」「□□□株式会社」「□賀□」の焼印
A3-48	クビキ	大正～第二次世界大戦前	行田市樋上	「新案特許」「近江甲賀郡山内」「特製」「マル前」「中型」「工芸」「登録商標牛日極楽首木」の焼印

指定番号A3-48のクビキには「新案特許」「登録商標牛日極楽首木」「近江甲賀郡山内」の焼印が見られ、滋賀県土山町の丸田興業製の合板による規格品のクビキ「極楽首木」の特徴を示している。また、A3-44のクラにも、「実用新案□」「□□□極楽□□」「□□□株式会社」「□賀□」の焼印が

あり、これも丸田興業が製作した木製鞍橋の独橋であると思われる。

c. 施肥用具

肥料として大豆の粕を削る「マメケズリ」1点に「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」の標記が見られた。大正4年に群馬県藤岡町の福島元助が特許を取得している。

表4 水田用具（施肥用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A6-10	マメケズリ	昭和7・8年～ 32・3年まで	行田市北河 原	「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」の墨印「大正八年□□□求」「大豆粉摺り道具代金□□」「買求人岡田袈裟三郎所有」の墨書

表5 資料A6-10マメケズリに標記された特許の内容

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	28288	福島式豆粕削機	大4.6.16	大正4.9.8	福島元助	群馬県多野郡藤岡町
特許	29216	福島式豆粕削機 28288の追加特許	大4.11.1	大正4.3.18	福島元助	群馬県多野郡藤岡町

d. 除草用具

A7-19タオシングルマに「特許出願済発売元植木菊一」、A7-20タオシングルマに「専売特許第八式一□□」、A7-21タコログシに「特許願済」A7-22タコログシに「専売特許第壱式一□□」の標記が見られた。A7-20とA7-22の特許番号は確認できていない。

なお、「特許」「新案」「商標」等の標記のない資料中、A7-23～28までの6点には兵庫県の柴田工業株式会社の「シバタ」の銘があり、A7-30には「群馬県館林市千代田産業」の銘がある。

表6 水田用具（除草用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A7-19	タオシングルマ	大正～昭和30年代まで	行田市藤原町	柄には、「特許願済発売元植木菊一」の焼印有り
A7-20	タオシングルマ	大正～昭和30年代まで	行田市藤原町	焼印「専売特許第八式一□□」
A7-21	タコログシ	大正～昭和30年初旬まで	行田市若小玉	焼印「特許願済□□□□」の銘
A7-22	タコログシ	大正～昭和30年代まで	行田市若小玉	一輪型「専売特許第壱式一□□」の銘

e. 脱穀用具

足踏み脱穀機1点に「於全国農具共進会壱等賞金牌受実用新案登録チョダ式ノーリツ號埼玉縣川

越市木屋製作所」の標記があった。木屋製作所は、大正6年から足踏み脱穀機の製造・販売をはじめ、大正7年からは「千代田式国光号」の名で全国に製品を販売していたといわれる。

当該資料以外にも資料A10-17に「チョダ式新国光號」、A10-19に「チョダ式高級稲□扱機」の銘がある。いずれも大正12年に購入されている。登録番号は確認できていない。

表7 水田用具（脱穀用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A10-18	アシブミ	大正～昭和20年代まで、種籾取りでは昭和40年代初期まで	行田市北河原	「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」の墨印「大正八年□□□求」「大豆粉摺り道具代金□□」「買求人岡田袈裟三郎所有」の墨書

②畑作用具

a.播種用具

ムギマキキ 1点に「新案特許登録商標日の出号登録番号第20268号売元農機商会寄居町電話寄居」の標記がある。登録番号の照合はできなかった。

表8 畑作用具（播種用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
B1-8	ムギマキキ	昭和20年代～30年代末まで	大宮市宮ヶ谷塔	ラベル銘「新案特許登録商標日の出号登録番号第20268号売元農機商会寄居町電話寄居」

b.調整用具

ムギウチキ 1点に「特等栃木県壬生町」「実用新案登録願済第壹参壹八号」の銘がある。登録番号の照合はできなかった。

表8 畑作用具（調整用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
B8-4	ムギウチキ (麦打機)	大正～昭和初期	行田市埼玉百塚	墨印あり、「特等栃木県壬生町」「実用新案登録願済第壹参壹八号」「飯田商会請合」の銘

③養蚕用具

a.飼育用具

クワモギ・クワコキなどと呼ばれる桑の枝から葉を落とす道具9点に「特許一〇三四号」の銘があった。いずれも明治23年に本県入間郡高麗村の和田文次郎と高麗川村の駒井吉兵衛の二人が特許を取得した「桑葉扱器」である。

D1-44とD1-45は、稚蚕に給桑するため葉を細かく刻む器械「クワキリ」とその説明模型である。特許21646番の標記があり、明治45年に本県大里郡深谷町の新島森造が特許を取得した「新島式桑葉刻器械」であることが今回確認できた。このような桑の葉を刻む器械は大正期に普及し、桑切

包丁での作業にとってかわったという。

資料D1-92は、春蚕を飼育する際、室内を暖めるための火鉢で、「特許□願桜暖爐蒔壽式」の銘があるが、詳細は不明である。

表9 養蚕用具（飼育用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
D1-8	クワモギ	明治34年～第二次世界大戦	美里村大字 関	台座に「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印「明治三拾四年第六月求之中澤豊七」の墨書
D1-9	クワモギ	明治34年～第二次世界大戦前	美里村大字 関	台座に「特許一〇三四号 埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の刻印「カギカ」の刻印「第参號」「明治参拾四年六月求之」墨書有り
D1-13	クワモギ	大正～昭和27・8年頃まで	行田市埼玉	「特許一〇三四号 埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」焼印有り
D1-14	クワモギ	大正～昭和26・7年頃まで	行田市埼玉	底部に破損「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印、「武州和田」「カギ田高村」刻銘有り
D1-15	クワモギ	大正～昭和26・7年頃まで	行田市埼玉	「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印有り
D1-17	クワコキ	昭和初期～30年代まで	行田市谷郷	台座に「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印
D1-20	クワモギ	大正時代	行田市渡柳	台座「埼玉県□間郡高麗村大字□□廿二番地発明者和田文次郎」「専売特許一〇三四号明治廿二年十二月十八日□葉扱□向十五年」
D1-24	クワモギ	大正～昭和26・7年頃まで	行田市埼玉	「特許一〇三四号埼玉県入□□高麗村□□」の焼印有り
D1-25	クワモギキ	大正時代	行田市長野	「埼玉県入間郡高麗村発明人」の焼印有り
D1-44	クワキリ	昭和初期～30年代まで	北足立郡吹上町袋	「発明兼製造元 専売（2164□）特許埼玉県深谷町新島森造」「農務省東京西ヶ原蠶業講習所検定済」の墨書有り
D1-45	クワキリノモケイ	昭和初期～30年代まで	北足立郡吹上町袋	「特許21646新嶋式」の墨書。種屋の桑切普及の為の説明用の模型
D1-92	ヒバチ	大正～第二次世界大戦前	行田市齊条	銘「特許□願桜暖爐蒔壽式」

表10 養蚕用具（飼育用具）で確認できた「特許」「新案」の登録番号

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	1034	桑葉扱器	明23.3.27	明23.12.18	和田文次郎・ 駒井吉兵衛	埼玉県入間 郡高麗村・ 高麗川村
特許	21646	新島式桑葉刻器械	明44.11.28	明45.2.14	新島森造	埼玉県大里 郡深谷町

b.収攬用具

繭の毛羽をとる毛羽取り機のD3-30に「実用新案登録 TRADE MARK日の丸号、毛羽取機 東京 下谷 笠井兄弟商店」、D3-32に「新案登録片山式國豊毛羽取機埼玉県川越市片山製作所製造」、D3-34に「専売特許TRADE MARK 実用新案毛羽取機商会」の標記があった。

いずれの資料も「登録番号」「商標」等の確認はできなかった。D2-32の片山式については小作寿郎氏の「羽村市郷土資料館の養蚕関係用具」に、昭和初年に川越市の片山製作所で手動式の毛羽取り機が、「日の出式」または「片山式」の名で知られるようになり、作業を大いに効率化したという記述がある。

また、前述の3例以外に、資料D3-31に「義士號毛羽取機自動式最新型」、資料D3-33に「義士號自動毛羽取機兵庫飾摩郡青山河野農具製作所」の銘がある。

表11 養蚕用具（収繭用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
D3-30	ケバトリキ	昭和10～20年代 まで	行田市長野	「実用新案登録 TRADE MARK日の丸号、毛羽取機 東京 下谷 笠井兄弟商店」の銘
D3-32	ケバトリキ	昭和5年～27・8 年まで	行田市埼玉	「新案登録片山式國豊毛羽取機埼玉県川越市片山製作所製造」の銘有り
D3-34	ケバトリキ	昭和10年代～30 年代まで	行田市須加	「専売特許TRADE MARK 実用新案毛羽取機商会」の銘有り

④わら仕事用具

俵編み機2点と、養蚕用の簇編み機9点に標記が見られた。

表12 わら仕事用具で「特許」「新案」等の標記がある資料1（俵編み機）

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-36	タワラアミ	昭和初期頃～30 年代まで	行田市藤原 町	「□□特許第七七五〇二号 三本縄複式編俵機実用新案第一〇七〇一二号許諾証無キ人ハ本機使用ヲ嚴禁ス 改俵社山口鉄工所製造No.□□埼玉県大宮町」の銘あり

表12 つづき

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-38	タワラアミ キ	昭和30年代まで	児玉郡長沖	ラベル「木宮式編俵機実用新案新潟県三条市木宮農機製作所」

H-36のタワラアミには、「□□特許第七七五〇二号 三本縄複式編俵機実用新案第一〇七〇一二号許諾証無キ人ハ本機使用ヲ厳禁ス 改俵社山口鉄工所製造No.□□埼玉県大宮町」の標記が見られた。

特許第77502は、昭和3年に島根県の高橋正と松浦利市が発明した「三本縄複式編俵機」で、実用新案107012「俵（俵の編み構造）」も昭和2年に前述の松浦利市が取得している。標記の文面からすると、島根県の高橋正と松浦利市の特許と実用新案を、本県大宮の改俵社山口鉄工所という会社が発明者の許諾を受けて製造するという「ライセンス生産」が行われていたようである。

H-38については登録番号の確認はできていない。

表13 表12のわら仕事用具1（俵編み）で確認できた「特許」「新案」の登録番号

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	77502	三本縄複式編俵機	昭和2.10.28	昭3.7.20	高橋正・松浦利市	島根県簸川郡今市町・米子市
実用新案	1738 (10705)	俵	大15.1.15	昭2.3.14	松浦利市	島根県米子市

簇編み機では、H-58、H-59、H-60、H-61、H-62、H-66、H-67に「専売特許実用新案第三一七〇五號」の登録番号があった。これは、大正3年5月に愛知県実飯郡豊川町の林総吉が取得した「改良二角式製簇機」の特許で、この他にH-62、H-63に見られる「第三一七四号」（製簇器藁挟自倒装置）「第五〇三四〇号」（製簇器ニ於ケル藁挟器）も、やはり林総吉の実用新案で、「第二五八五六号」の自動開口製簇機も同人の特許であることが確認できた。

またH-62に記載の「第二七九五四号」は、長野県下伊那郡の福澤濱次郎が取得した「福澤式上簇藁折機」の実用新案であった。異なる二人の発明者の特許が標記されているので、H-38のタワラアミのように、製造許諾を与えるなどの権利関係があったものと思われるが、製造者の標記がないため詳細は不明である。

この他、H-72の簇編機には、「新向山式16288号・25386号」の標記が見られたが詳細は不明である。

表14 わら仕事用具で「特許」「新案」等の標記がある資料2（簇編機）

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-58	マブシアミ キ	大正時代	行田市埼玉 5285	焼印「専売特許実用新案第三一七〇五號」

表14 つづき

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-59	マブシアミ キ	大正時代	行田市長野	焼印「長野村」「専売特許実用新案第三一七〇五 號」
H-60	マブシオリ キ	大正時代	行田市藤原 町	焼印「専売特許実用新案第三一七〇五號」
H-61	マブシオリ キ	大正時代	行田市北河 原	焼印「専売特許実用新案第三一七〇五號」
H-62	マブシアミ キ	大正～昭和10年 後まで	行田市若小 玉	「専売特許実用新案第三一七〇五号第三三一七四 号第二五八五〇号第二七九五四号第五〇三四〇 号」「萩原」「繁」「二角式」「角式」「産簇折」焼 印有り
H-66	ガチャガチャ マブシオリ キ	大正12年頃～昭 和初期まで	北足立郡吹 上町	「専□特許実□新案第三一七〇五号第二〇〇七四 号第二五八五六号第三七九五四号第五〇四三〇 号」焼印ハンドル根本分「大正十二年□月十五 日」脚部「二月（以下不明）」の墨書有り
H-67	マブシオリ キ	大正時代	吹上町本町	焼印「専売特許実用新案第三一七〇五號」
H-69	マブシオリ キ	明治～大正時代 まで	熊谷市佐谷 田	他所から寄贈者がもらったもの「専売特許明治 三十年一月十三日ヨリ向十ヶ年神奈川県橋樹郡 生田村撚簇製造機発明人箕輪細王舎製」の焼印 あり
H-70	マブシオリ キ	昭和の初め～20 年代まで	行田市藤原 町	「新案特許ユタカ式」「〇大」「豊川商会」「実用 新案」「二尺五寸」の焼印有り

表15 表14のわら仕事用具で「特許」「新案」が確認できた資料

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
実用新案	31705	改良二角式製簇機	大2.12.23	大3.5.30	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
実用新案	33174	製簇器藁挟自倒装置	大3・9.9	大3.10.10	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
実用新案	27954	福澤式上簇藁折機	大1.11.30	大2.6.24	福澤濱次郎	長野県下伊 那郡?村
実用新案	50340	製簇器二於ケル藁挟 器	大8.3.13	大8.11.5	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
実用新案	25856	自働開口製簇機	大3.3.3	大3.4.27	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町

(4) 「特許」「新案」が確認できた資料の傾向をみる(暫定的なまとめ)

今回、「北武蔵の農具」に標記された文字情報を特許庁の資料と照合することで、各資料の「特許」「実用新案」といった権利情報を確認しようと試みたが、確認できたのは資料に登録番号まで標記された事例のみで特許8件、実用新案10件であった。

「実用新案登録」などの具体的な標記がある資料や、「改良犁」「足踏脱穀機」など先行文献から「特許」や「実用新案」、「登録商標」があることがほぼ確実な資料でさえも、実資料に標記された情報と特許庁の登録を照合・確認する作業は予想以上に難しかった。検証には時間を要すると思われるが、個々の資料に付随する情報の精度を高めていく上では、決して生産性の低い作業ではないと考え、今後も継続していくつもりである。

本項では、今回特許庁の資料で確認することのできた特許8件、実用新案10件を中心に、暫定的に現在の調査結果にみられる傾向を述べておきたい。

①特許・実用新案の年代

[明治年間]

確認できた特許8点中で一番古い特許は、明治23年12月18日に特許を取得した「桑葉扱器」であった。その他、「単ざん雙用犁」(明治34年)「新島式桑葉刻器械」(明治45年)の計3点が明治年間の特許であった。

実用新案の制度は明治38年から始まっているが、今回確認できた資料の中に明治年間のものはなかった。

[大正年間]

大正年間の特許は、「自働開口製簇機」(大正3年)、「福島式豆粕削機」(大正4年)があった。

実用新案では、「福澤式上簇藁折機」(大正1年)、「改良二角式製簇機」(大正2年)、「製簇器藁挟自倒装置」(大正3年)、「製簇器ニ於ケル藁挟器」(大正8年)があった。いずれも二角式簇折機(通称ガチャガチャマブシ)に関連した特許である。

[昭和年間]

昭和年間の特許には、「三本縄複式編依機」(昭和2年)と戦後の「双用二段犁」(昭和26年)があった。

実用新案は「俵」(昭和2年)、「農耕機に於ける杷柄位置調節装置」(昭和29年)、「二段耕犁に於ける前犁偏心装置」(昭和30年)、「双用犁」(昭和31年)、「二段耕犁」(昭和31年)、「双用犁」(昭和31年)があった。

特許・実用新案とも、戦前は俵編機に関するもので、戦後の例は犁についてのものであった。

②分野

特許では、水田用具の耕作用具が2件、水田用具の施肥用具が2件(但し同一の特許)養蚕用具の飼育用具が2件、わら細工用具が2件ある。また、わら細工用具のうち1件は養蚕用具の製作用具である。

実用新案では、水田用具の耕作用具が5件、わら細工用具が5件でわら細工用具のうち4件は養蚕関連である。

発明がこれらの分野に集中していることは、稲作・養蚕分野が農具製造業者にとって重要な市場であったことを推測させる。また、俵編みのようなわら細工も、手作りの道具がある一方で、特許を取得した製品がライセンス生産されており、自給自足的なわら細工と併行して、産業としてのわら細工生産が盛んに行われていたことの現れと思われる。

③地域

埼玉県内で発明された特許は「桑葉扱器」と「新島式桑葉刻器」の2件であった。前述のように「桑葉扱器」は登録番号が確認できた中で最も古い明治23年の特許であった。また、「新島式桑葉刻器」も3番目に古い明治44年の特許である。いずれも養蚕用具の飼育用具である点が興味深い。

その他の特許では、長野県が2件（水田用具耕作用具）群馬県が2件（水田用具施肥用具・但し同一の特許）愛知県1件（わら細工用具）島根県1件（わら細工用具）であった。島根県の特許がある「三本縄複式編俵機」については、当館の資料は前述のように特許権者の許諾のもと大宮の業者が製造したものである。

実用新案については、本県のものではなく長野県が6件（水田用具耕作用具）、愛知県1件（わら細工用具）島根県1件（わら細工用具）であった。

表16 今回確認できた特許

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	1034	桑葉扱器	明23.12.18	明23.12.18	和田文次郎・ 駒井吉兵衛	埼玉県入間 郡高麗村・ 高麗川村
特許	4975	単ざん雙用犁	明34.12.3	明34.12.3	松山原造	記載なし (長野)
特許	21646	新島式桑葉刻器械	明45.2.14	明45.2.14	新島森造	埼玉県大里 郡深谷町
特許	25856	自働開口製簇機	大3.4.27	大3.4.27	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
特許	28288	福島式豆粕削機	大正4.9.8	大正4.9.8	福島元助	群馬県多野 郡藤岡町
特許	29216	福島式豆粕削機 (28288の追加特許)	大正4.3.18	大正4.3.18	福島元助	群馬県多野 郡藤岡町
特許	77502	三本縄複式編俵機	昭3.7.20	昭3.7.20	高橋正・松 浦利市	島根県簸川 郡今市町・ 米子市
特許	195984	双用二段犁	昭27.6.17	昭27.6.17	松山原造	長野県小県 郡塩川村

表 1 7 今回確認できた実用新案

種 別	登録番号	名 称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
実用新案	27954	福澤式上簇藁折機	大1.11.30	大2.6.24	福澤濱次郎	長野県下伊那郡?村
実用新案	31705	改良二角式製簇機	大2.12.23	大3.5.30	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
実用新案	33174	製簇器藁挟自倒装置	大3・9.9	大3.10.10	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
実用新案	50340	製簇器二於ケル藁挟器	大8.3.13	大8.11.5	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
実用新案	1738 (1075)	俵	大15.1.15	昭2.3.14	松浦利市	島根県米子市
実用新案	413383	農耕機に於ける杷柄位置調節装置	昭27.8.24	昭29.2.3	松山 篤	長野県小県郡塩川村
実用新案	433409	二段耕犁に於ける前犁偏心装置	昭29.3.22	昭30.4.27	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村
実用新案	450370	双用犁	昭29.9.20	昭31.4.17	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村
実用新案	458126	二段耕犁	昭30.9.12	昭31.8.24	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村
実用新案	458435	双用犁	昭30.9.12	昭31.9.19	松山原造・松山篤・松山潔	長野県小県郡塩川村

④標記の形式

「特許」「実用新案」を示す標記には多様な形式が見られた。

明治18年施行の「専売特許条例」は、第10条で発明品への特許の標記について「専売人ハ其発明品ニ専売特許証ノ年月日及年限ヲ標記スベシ品柄ニ由リ標記スルコトヲ得サルモノハ其上包等に標記スベシ」と定めている。

今回、確認できた最も古い特許である明治23年の「桑葉扱器」には、「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」と特許番号のあとに発明者の住所と名が記されている。特許1034号の発明人は2名いるが、特許取得後は別個に製造販売を行ったので両者の住所氏名を併記した例はない。また、資料D1-20には「専売特許一〇三四号明治廿二年十二月十八日(桑)葉扱(器)

向十五年」と、特許取得年月日と特許の有効期限が記載されており、先述の専売特許条例10条に基づく標記と思われる。なお、明治32年の「特許法」により特許年限は15年に統一された。

また、明治45年の桑葉刻機には「専売(2164□)特許埼玉深谷町新島森造」と標記されている

明治45年特許の桑葉刻機では、「専売(2164□)特許埼玉深谷町新島森造」と標記がある。大正期の二角式製簇機では「専売特許実用新案第三一七〇五號」あるいは「専売特許実用新案第三一七〇五号第三三一七四号第二五八五〇号第二七九五四号第五〇三四〇号」のように発明者の住所氏名が記載されていない。やはり大正期の「福島式豆粕削機」では「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」も発明者の住所氏名の記載がなく、また「専売」という語彙が見られない。

昭和初期の俵編機の特許は「□□特許第七七五〇二号 三本縄複式編俵機実用新案第一〇七〇一二号許諾証無キ人ハ本機使用ヲ嚴禁ス 改俵社山口鉄工所製造No.□□埼玉県大宮町」と先述のように許諾の標記があり興味深い。

昭和30年前後の「松山犁」には「特許登録番号第4975 第195984実用新案登録番号第413383, 433409,450370,458126,458435,459019上記の内1件～3件使用 特許出願中」の標記がある。

以上は、登録番号が確認できた資料の事例であるが、この他に「特許」「実用新案登録」といった登録番号のない標記、さらには「新案特許」「専売特許実用新案」というように「特許」や「専売特許」という語彙が、広義の特許制度のことを示している例など、多様なバリエーションがありそこに、制度上の法則等があるのか、あるいは時代による流行や地域性・製造者の個性が反映しているものか、現時点では不明である。今後確認していきたい。

(5) おわりに

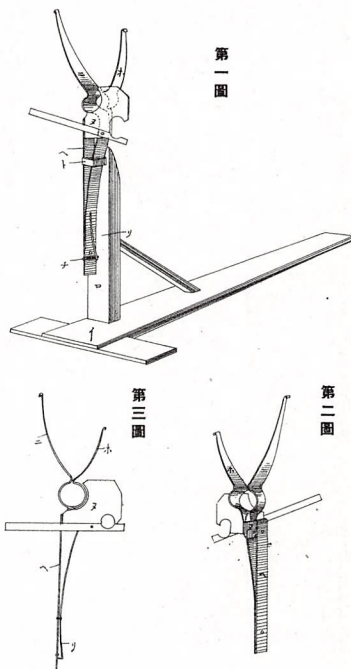
民具資料から、特許制度に関連した標記を抽出し、特許庁の記録と照合する今回の試みは、年代の再確認や、摩滅等で判読しにくくなった文字情報の比定など、個々の資料の情報を充実するのに有効ではないかと考えている。そして、個別情報の充実から総体として当該年代の民具流通状況の把握や、地域の農業と農家副業等の状況(特許を取得し生産販売する製品には、投資を回収できるだけの市場が想定されていれるはずである。)についての資料の追加が進むことを期待している。

現状は、痒いところに手が届かない程度の進捗ではあるが、今後、特許制度の変遷や「商標」等についても知識を深め、照合作業を有効なものとしていきたい。

<参考文献>

市川一男『日本の特許制度』日本発明新聞社 昭和40年 『東京農業大学図書館標本室蔵古農機具類写真目録』東京農業大学図書館昭和53年 『重要有形民俗文化財「北武蔵の農具」目録編・写真編・実測図編』埼玉県立さきたま資料館昭和60年 農林水産技術会議事務局編『写真でみる農具民具』農林統計協会昭和63年 『埼玉県史別編1 民俗1』埼玉県昭和63年 寺田貢『農具—農具の青春』寺田貢平成2年 府中市農具展実行委員会『農具は語る多摩の近代』府中市教育委員会平成5年 大井町郷土資料館『武蔵野台地の畑作用具』大井町郷土資料館平成8年 小作寿郎『羽村市郷土博物館の養蚕関係用具』『羽村市郷土博物館紀要第十一号』羽村市郷土博物館平成8年 朝岡康二他編『日本民具辞典』ぎょうせい平成9年 拙稿「埼玉で発明された農具—日高市の桑扱器についての報告I—」『調査研究報告15号』埼玉県立さきたま資料館平成14年

特許第一〇三四號 桑葉扱器



特許第一〇三四號

第十一類

出願 明治二十三年三月二十七日
特許 明治二十五年十二月十八日
特許年限 十五年

明細書

桑葉扱器

此發明ニ反對ノ方向ニ半環狀ニ彎曲セル二箇ノ有彈力刃物ヲ備ヘタル桑葉扱器ニ係リ其目的トスル處ハ桑枝ヲ刃物ノ間ニ挟ミ易クシメ以テ少時間ニ多量ノ桑ヲ扱キ易クシラシムルニヤリ
別紙圖面ニ於テ右ノ目的ヲ達スヘキ桑葉扱器ヲ示セ即チ第一圖ハ本器ヲ要ニ取看ク表面ヲ斜ニ見タル様ヲ示シ第二圖ハ其蓋ヨリ取り外シ裏面ヲ見タル斜面圖ニ圖ハ蓋ヨリ取り外シタル場合ノ正面圖ナリ
右諸圖ニ於テ同レ符號ハ同レ部分ヲ示セ
蓋(上)ニ樹タル柱ヲ以テ本器ノ基礎トシ柱ノ後面ニハ箱ヲ縱狀ヲナセル二箇ノ鎖下ニ閉着シテ刃物(下部)及ビ刃物ノ柄(上部)ヲ支持シ其取出ルヲ妨グメ刃物(下部)ノ外周ニハ一端ヲ屈曲セル金屬片ヲ釘着シ鎖ニ掛テ止ラシムル様ナキヲ示シ刃物(上部)ノ彈力カ金屬ニテ作り各自適當ノ部分ニ於テ反對ノ方向ニ半環狀ニ彎曲セル此部分ニカテ閉シ且チ此部分ヲ交叉シヨリ刃物(下部)ハ前方ニ開タルト別紙圖面ニ示ス如ク桑枝ヲ打テ込メ易クシメ刃物(上部)ハ金屬板ニ二摺リテ柄(下部)ニ連綴シ刃物(下部)交叉セルニ便シ金屬板交ハ直角ニ屈曲シ一部分(柄)ニ向テ刃物(下部)此部分ノ上縁ニ二處ノ切欠キヲ設ケタルモノハ刃物(上部)ノ彎曲部ト一致シテ桑枝ヲ通過セルニ妨ナカシメシカ爲メナリ

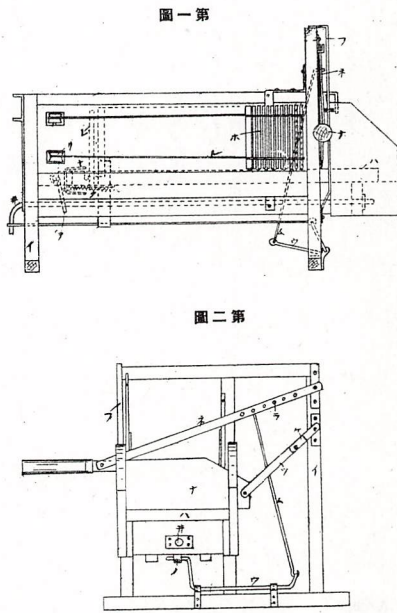
特許第一〇三四號

七十九

出願 明治二十三年三月二十七日
特許 明治二十五年十二月十八日
特許年限 十五年
特許權者 和 田 文 次 郎
新 島 森 造
特許權者 駒 井 吉 兵 衛

「北武蔵の農具」中、今回確認できた8点の特許の中で最も古かった「桑葉扱器」の明細書と図面。入間郡高麗村と高麗川村（いずれも現在日高市）の2名が、明治23年に発明したもので特許番号1034号である。

特許第二一六四六號 新島式桑葉刻器械



特許第二一六四六號

第十一類

出願 明治四十四年二月二十四日
特許 明治四十五年十二月十八日
特許年限 十五年

明細書

新島式桑葉刻器械

發明ノ性質及ビ目的ノ要領
此發明ハ刃ノ兩側ニ同旋送帶ヲ付設シ且刃ノ下部ニ二箇ノ移動杆ト送鐵彈機及押外食ト應テ刃ノ釣杆ニ彈機ヲ有スル送杆ヲ備設シテ成ル桑葉刻器械ニ係リ其目的トスル所ハ上下左右相俟テ同時ニ桑葉ヲ碎潘スルコトヲ速切ニ遂出シ且刃ヲ輕快ニ送出し及ヒ應テ先端ヲ遊離振搖スルコトヲシラシムルニヤリ
圖面ノ略號
別紙圖面ハ右ノ目的ヲ達スヘキ構造ヲ示ス其第一圖ハ本器ノ横側面圖ヲ示シ第二圖ハ正面圖ヲ示シ第三圖ハ本器ノ上面圖ヲ示シ第四圖ハ五ノ上面圖ヲ示シ第五圖ハ一部ノ斜面圖ヲ示シ第六圖ハ送帶ノ斜面圖ヲ示シ第七圖ハ刃及ヒ其下部ノ構成ヲ顯ハシタル横側面圖ヲ示シ第八圖ハ刃ノモシテ圖中同一ノ符號ハ同レ部分ヲ示スモノトス

發明ノ詳細ナル説明

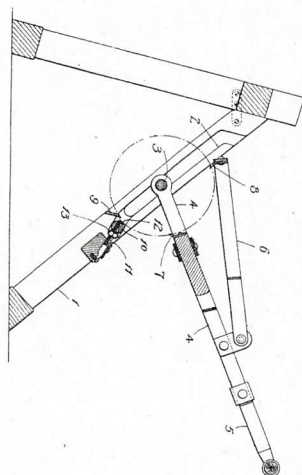
八十三

出願 明治四十四年二月二十四日
特許 明治四十五年十二月十八日
特許年限 十五年
特許權者 新 島 森 造

明治45年に特許が取得された「新島式桑葉刻器械」。大里郡深谷町（現在深谷市）の新島森造が発明したもの。特許番号は21646号で、販売促進用の模型も製作されていた。

特許第二九二一六號(特許第二八八八號) 福島式豆粕削機

發明者 福島元助



圖一第

特許第二八二八八號

第十三類

出願 大正四年六月十六日
特許 大正四年九月八日

群馬縣多野郡藤岡町五百五十三番地
特許權者 發明者 福島元助

明細書

福島式豆粕削機

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ 飽刃ヲ具ヘタル機臺上ニ豆粕ヲ廻轉セシメテ之ヲ其外周ヨリ削碎セシムヘキ様式ノ豆粕削機ニ改良ヲ施シ飽刃先ニ對スル距離ヲ變更調節シ得ヘキ豆粕承部ヲ設クテ該承部ノ幾位ニ依リ豆粕ニ對スル飽刃ノ深サヲ増減セシムルコトヲ要旨トスルモノニシテ其目的トスル處ハ飽刃ノ進退ニ由リ從來ノ調節装置ノ缺點ヲ除キ調節ノ效果ヲシテ確實ナラシムルモノニアリ

圖面ノ略解

別紙圖面ハ本發明豆粕削機ヲ示スモノニシテ第一圖ハ縱斷面圖第二圖ハ平面圖ナリ而シテ是等兩圖ニ於ケル同一ノ符號ハ同一若クハ均等部分ヲ表ハスモノトス

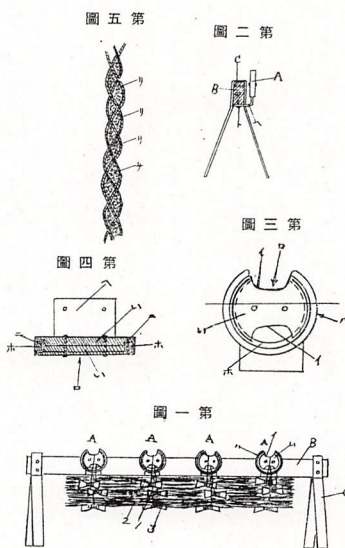
發明ノ詳細ナル説明

本發明ハ飽刃ヲ具ヘタル機臺上ニ豆粕ヲ廻轉セシメテ之ヲ其外周ヨリ削碎セシムヘキ様式ノ豆粕削機ニ改良

七十九

大正4年に群馬県多野郡藤岡町（現在の藤岡市）で發明された「福島式豆粕削機」の明細書と図面。明細書は最初の特許28288号のもので、図面は部品を減らす改良が施された追加特許29216号（大正5年）のものである。

特許第七五〇二號



特許第七五〇二號

第八十八類

五 繩條編製機

出願 昭和三年十月二十七日
特許 昭和三年七月二十三日

島根縣高根郡今市町三宮町九百一番地
發明者 高根正
特許權者 發明者 高根正
松浦利市

明細書

三本繩複式編俵機

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明 兩端ニ切替部ヲ設ケタル繩條板ニテ上位ノ開口セル環狀承金ニ内ニ摺動スル様セル繩條器ヲ插挿シテ後部ニ進設セシメテ成ル三本繩複式編俵機ニ係リ其目的トスル所ハ三本繩ヲ以テ編成セル俵ヲ容易ニ編成セシムルモノニアリ

圖面ノ略解

第一圖ハ本機書第四圖ニ切替部第三圖ハ本機書第四圖ハ第三圖編線ヨリ切替タル繩條器ヲ依リ編目ヲ示シテ第二圖ハ本機書第四圖ニ切替部第三圖ハ本機書第四圖ハ第三圖編線ヨリ切替タル繩條器ヲ依リ編目ヲ示シテ

發明ノ詳細ナル説明

本發明 兩端ニ切替部ヲ設ケタル繩條板ニテ上位ノ開口セル環狀承金ニ内ニ摺動スル様セル繩條器ヲ插挿シテ後部ニ進設セシメテ成ル三本繩複式編俵機ニ係リ其目的トスル所ハ三本繩ヲ以テ編成セル俵ヲ容易ニ編成セシムルモノニアリ

三十三

昭和3年に島根県の2名が特許を取得した「三本繩複式編俵機」(第77502号)。当館の資料は特許権者の許諾を得て本県の大宮で生産された旨の標記がある。